

児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当とは？

次の①～⑧のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの、障害がある場合は20歳未満）を監護している母又は養育者に支給されます。

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害の状態にある児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父が1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 未婚の母が出産した児童
- ⑧ 父母ともに不明である児童

ただし、支給要件には、遺族補償を受けていないなどの条件や所得の制限があります。

問 福祉課児童福祉係
☎985-4114

特別児童扶養手当とは？

20歳未満の心身に障害のある児童を監護している父母又は養育者に支給されます。

ただし、障害を事由とする年金を受給していないこと、対象児童が施設などに入所していないことなどの条件や所得制限があります。

問 福祉課障害福祉係
☎985-4112

現在受給している方へ

児童扶養手当を受給している方は『現況届』を、特別児童扶養手当を受給している方は『所得状況届』を、毎年8月中に提出しなければなりません。

受給者には別途通知しますので、必ず提出してください。

定額給付金 子育て応援特別手当は申請しましたか？

松前町では3月に皆さんの家庭に申請書を送付しました。まだ申請していない方は、早めに申請してください。

申請期限

平成21年
9月24日(木)

問 定額給付金について
総務課企画政策係
☎985-4103
子育て応援特別手当について
福祉課児童福祉係
☎985-4114

地デジ説明会のお知らせ

町では、愛媛県テレビ受信者支援センターと連携して、町内4施設で高齢者を対象とした地デジ説明会を開催します。説明会では、地デジについての一般的な情報をお伝えするほか、皆さんからの質問や相談に応じます。

これは総務省が主催する無料の説明会です。契約の勧誘や機器の販売は一切ありませんのでご安心ください。

- 内 容
- ・地デジ化のスケジュール
 - ・なぜアナログ放送を終了し、地デジに変える必要があるのか
 - ・地デジになるとテレビはどう変わるか
 - ・地デジを見るにはどうしたらいいか
- 参加方法 直接会場へお越しください。

会場	開催日	開始時間
中央公民館 (総合文化センター)	8月10日(月)	いずれも 13時～、 14時30分～ の2回
	8月24日(月)	
西公民館	8月11日(火)	
	8月26日(水)	
北公民館	8月12日(水)	
	8月25日(火)	
東公民館	8月13日(木)	
	8月27日(木)	

問 総務省デジサポ愛媛説明会事務局
☎943-6039
財政課統計電算係 ☎985-4101